

◇はじめに◇

近年、学校教育現場において「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、情報手段が急激に発展したことに伴い、コンピュータやスマートフォンの利用者が低年齢化し、LINE, Facebook などによるトラブルといった新たな問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、全職員がいじめに対して共通の認識をもつとともに、いじめ問題に対する基本姿勢を十分に理解し、組織的に取り組む必要があると考える。

そこで、本校では豊橋市教育委員会が作成した「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」をもとに、「いじめ防止基本方針」を作成することとした。この基本方針には、いじめに対する基本的な考え方、いじめの未然防止、早期発見、早期対応への具体的な取り組み、いじめ問題に対する体制について盛り込むこととした。そして、この基本方針を全職員が熟読するとともに、校内での研修の場をもつことで、全ての児童が安心していきいきと学校生活が送れるような環境を築いていきたいと考える。

令和7年度の重点

いじめを含む児童生徒間トラブルに対して、以下3点の基本的な対応を徹底する。

- ・被害者児童生徒への配慮を徹底すること
- ・加害者児童生徒への毅然とした指導を行うこと
- ・いじめに関わった加害者・被害者双方の保護者に対して、納得が得られる説明や対応をすること

◇目 次◇

第1章 いじめに対する基本的な考え方

1 いじめの定義2
2 いじめの態様3
3 いじめの基本認識3
4 いじめ防止等の対策に関する基本理念4

第2章 いじめ問題に取り組む体制の整備

1 いじめ防止対策組織について4
2 「生活サポート委員会」の役割4
(1)「いじめ防止基本方針」の作成	
(2)「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認	
(3)児童や保護者、地域への情報発信と意識啓発	
(4)いじめに対する措置	
(5)校内研修会の計画、実施	

第3章 いじめの防止等に関する基本的な取り組み

1 いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壤づくり～5
(1)一人一人の子どもに対する理解	
(2)認め合い、信頼し合える集団づくり	
(3)豊かな心を育てる教育の充実	
(4)保護者・地域への働きかけ	
2 いじめの早期発見7
(1)いじめ発見の基本	
(2)早期発見のための手立て	
(3)相談しやすい環境づくり	
3 いじめの早期対応8
(1)いじめ対応の基本的な流れ	
(2)いじめ対応のポイント	

4 ネットいじめへの対応 10
(1) ネットいじめとは	
(2) ネットいじめの未然防止	
(3) ネットいじめへの早期発見・早期対応	
5 重大事態への対応 11
☆いじめ早期発見・対応マニュアル	
• いじめ防止年間指導計画	
• いじめ早期発見のためのチェックポイント	

第1章 いじめに対する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることはないように努めることが必要である。

↓ 例えば

いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

※ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当する。

2 いじめの態様

いじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や否なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識する必要がある。いじめにはさまざまな特質があるが、以下の①～⑧は、本校の教職員がもつべきいじめ問題についての共通認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許される行為ではない。
- ③ いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。
- ④ いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。したがって、周りではやしたてる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。
- ⑤ ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いをもち、積極的にいじめを認知する。
- ⑥ いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行う。
- ⑦ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

日頃から、学級の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要がある。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかがポイントになる。学級担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つことによって初めて、児童生徒の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能となる。加えていじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取り組みを、道徳や学活等において行うことが重要である。

4 いじめ防止等の対策に関する基本理念

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

(いじめ防止対策推進法より)

上記のいじめ防止対策推進法の基本理念をもとに、本校における基本理念を次のように掲げる。

第2章 いじめの問題に取り組む体制の整備

1 いじめ対策委員会について

この委員会は、「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、より多くの視点から問題を解決できるように組織として対応する。

「生活サポート委員会」の構成員は、校長、教頭、教務主任、校務主任（生活サポート主任）、生徒指導主任、保健主事、学年団、養護教諭、該当担任、スクールカウンセラーで構成する。

2 「生活サポート委員会」の役割

1 「生活サポート委員会」の役割

(1) 「いじめ防止基本方針」の作成

生活サポート主任、生徒指導主任を中心に「いじめ防止基本方針」を作成し、年度初めの職員会議で提案して、教職員への周知徹底を図る。

(2) 「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

学校生活振り返りアンケートを行い、その結果や教育相談の状況から、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。（P 6, P 7 参照）

(3) 児童や保護者、地域への情報発信と意識啓発

ホームページを通して、いじめ防止基本方針や学校評価の結果を発信し、いじめ問題に対する意識を高める。

(4) いじめに対する措置

いじめやいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、「生活サポート委員会」を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

(5) 校内研修会の計画、実施

いじめ防止に関する校内研修において、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上を図る。

第3章 いじめの防止等に関する基本的な取り組み

1 いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壤づくり～

(1) 一人一人の子どもに対する理解

① 教師の気づきが基本

子どもの様子を知るためにには、教師の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、怒るなどの思いを共有することが必要である。その中で、子どもたちのささいな言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量るように努める。また、教職員間で情報を共有し合い、多くの目で子どもを見守る体制を整える。

「性的マイノリティ」である児童や、見かけや憶測からいわゆる「LGBTQ」のようだとされる児童に対して、いじめの対象にならないよう慎重に配慮する。こうした児童は自身の状態を匿し、表面的にはその特性が認知されにくい場合が多いことを踏まえ、教師が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、教師から性別に関わる冗談やからかいを慎むよう心がける。

② 実態把握の方法

子どもたちの実態把握の方法としては、日記帳、休み時間の雑談などから子どもたちの様子をとらえるだけでなく、職員会議後に行う「生活サポート全体会」での情報交換や定期的に児童への「いじめアンケート」を実施したり、ハイパーQUなどの人間関係をとらえる調査を行ったりする。また、進級に際しては、教職員間で適切な引継ぎを行う。

(2) 認め合い、信頼し合える集団づくり

子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」と、周りの人を信じ、助け合える「集団づくり」が大切だと考える。

① 信頼される教師

子どもたちは、教師の一挙手一投足に目を向けている。教師の何気ない言動によって子どもたちの気持ちが傷つき、いじめを助長してしまう場合がある。教師は、自分自身の言動に責任をもち、子どもたちのよきモデル・信頼される存在にならなくてはならない。また、励ます、ほめるなどの温かい声かけをすることで自尊感情を高め、子どもたちにとって学級・学校が居心地のよい場所となるよう努めていく必要がある。



② 教職員の協力協働体制づくり（報告・連絡・相談・確認を確実に）

認め合い、信頼し合える集団づくりを学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、学級経営や授業、生徒指導等について、いつでも相談したり、気軽に話したりできる職場の雰囲気づくりが大切である。そのためには、学年主任がリーダーシップをとって子どもたちを育てていく学年の体制と、校内組織が有効に機能し、さまざまな問題へ対応できるような体制の構築をしていかなければならない。

③ 自尊感情を高め、社会性を養う特別活動の充実

各学級の当番活動や係活動、委員会活動、学校行事などでのがんばりを認め合う場を設定したり、「友達のよいところ見つけ」「ありがとう運動」などを計画的に行ったりすることで、「人の役に立った」「人に認められた」という実感をもたせ、自尊感情を高めていくことができる。また、学級活動や学校保健委員会等で、グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング等のプログラムを積極的に取り入れていくことにより、子どもたちが他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけることができる。



(3) 豊かな心を育てる教育の充実

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを、子どもたちが理解できるように指導する。また、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むために、本校の教育活動計画に組み込んでいく。具体的には、6月の「豊橋・学校いのちの日」に合わせて「大清水いのちの週間」を設け、校長から「いのちのお話」を実施する。また、図書室に「いのち」に関する本のコーナー設置、担任や読み聞かせボランティアによる「いのち」に関する本の読み聞かせを行う。12月の人権週間には、校長から全校に向けて人権に関する話をしたり、各学年において人権に関する道徳の授業などを行ったりし、人権意識の高揚を図る。

② 道徳教育の充実

道徳の時間において、児童一人一人が道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力を高め合うことで、「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育成する。そのために、下記のように指導の工夫を行っていく。

- ・児童の実態に合わせた内容を選び、ねらいを明確にして授業に臨む。
- ・適切な資料を選択し、その分析・活用の工夫をする。
- ・他教科・領域との関連を図った総合単元的な道徳学習を行う。
- ・体験活動との関わりを工夫する。
- ・授業の中やふだんの生活、行事等で感じたことを振り返る活動を大切にする。

③ 体験活動の充実

子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で、ともに生きることの大切さ、社会的役割の自覚、生命に対する畏敬の念などに気づき、体得できるようにする。特に、生活科や総合的な学習の時間において、地域とのかかわりを重視した单元を計画・実践していくことで、人と人、人と自然のつながりを大切にできるようにする。

1年…「いもいもの会」(生活科：幼・保との連携)

2年…「わたしの町はっけん」(生活科：地域と人とのかかわり)

3年…「大清水もの知りはかせになろう」

「大清水の安全はどういう守られているのだろう」

(総合：地域と人とのかかわり)

4年…「大清水開拓調査隊」(総合：地域学習、地域の人とのかかわり)

5年…「助け合って生きる」(総合：福祉、地域の人とのかかわり)

6年…「われら大清水防災隊」(総合：防災、地域の人とのかかわり)

(4) 保護者、地域への働きかけ

家庭と情報共有をして児童をより見守るために、学期に1回、学校生活ふり返りアンケートの用紙を家に持ち帰って、保護者と児童と一緒にアンケートを行う。ホームページ、学年だより、学年・

学級懇談会、PTA・地域の各種会議などにおいては、いじめの指導方針を伝えるとともに、家庭教育の大切さを伝える。6月の自由参観日には、全学級が命に関する道徳の授業を行い、命の大切さや人権尊重の精神について親子で考えることができるようとする。

2 いじめの早期発見

(1) いじめ発見の基本

いじめ発見のきっかけは、統計によると、小学校では学級担任による発見と本人の保護者からの訴えによる発見が多い。担任は、①児童のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に職員間で共有すること、③速やかに対応することが大切になる。保護者から相談を受けながら他の職員に報告しなかったり、対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

(2) 早期発見のための手立て

① 日々の観察

子どもたちとともに過ごす機会を積極的に設けるように心がける。休み時間や給食中に子どもたちの様子に目を配るとともに、雑談のなかで変化する交友関係をつかんでおくようとする。また、「いじめ発見のためのチェックポイント」(巻末)を活用して、いじめの早期発見に努める。

② 日記、連絡帳、道徳の振り返りの活用

日記や道徳の振り返り等の活用によって、子どもの日々の生活の様子や日ごろ感じていることをとらえるとともに、連絡帳などによって保護者との連絡を密にとり、信頼関係を構築する。気になる内容については、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応する。

③ アンケート、調査等の実施

学校生活ふり返りアンケート(いじめアンケートを含む)を定期的に実施(5・6月、10・11月、1・2月)し、そのアンケートをもとに全児童を対象として教育相談を実施する(各学期に1回は、保護者と一緒にアンケートの記入を行う)。また、ハイパーQUを4年生以上で5月に実施し、クラスに居場所がないか(承認尺度)、いじめなどの侵害行為をうけていないか(侵害尺度)を見て、気になる児童については、学校生活の様子をしっかりと観察する。また、問題を把握した場合には、迅速に対応する。ハイパーQUについては、実施後スクールカウンセラーを交えて、今後の対策・支援方法などを話し合い、指導に生かす。

「学校生活ふり返りアンケート」の中のいじめ実態調査に関する内容

☆ 学校は毎日楽しいですか。

- ア 楽しい イ だいたい楽しい ウ あまり楽しくない エ 楽しくない
・その理由は何ですか。

☆ 放課には友達と遊んでいますか。

- ア よく遊んでいる イ ときどき遊んでいる ウ あまり遊ばない エ 遊ばない
・ア、イに○をつけた子に聞きます。だれと何をして遊んでいますか。

☆ いやだなと思うことを○月から今までに友達にされたことがありますか。

- ア ある(今も続いている・今はされていない) イ ない
・アに○をつけた子に聞きます。どんなことを○月から今までにされましたか?
されたと思うことに○をつけましょう。(いくつでもいいです)

ア 悪口やいやなあだ名を言われた イ たたかれたり、けられたりした
ウ 無視された エ 仲間はずれにされた オ 落書きされた カ 物を隠された
キ ラインやゲームのメッセージでいやな思いをした ク その他()

☆ あなたのまわりで、○月から今までに、いやなことをよくされた子を知っていますか。

- ア 知っている イ 知らない

(3) 相談しやすい環境づくり

子どもたちにとって先生に相談することは、非常に勇気がいる行為である。相談したことがいじめる側に伝わった場合、いじめがひどくなると考えるからである。そのことを教職員は十分に認識し、対応について細心の注意を払わなければならない。また、保護者が気づいた時にすぐに学校に連絡できるよう、担任はもちろんのこと、生徒指導主任・生活サポート主任が窓口となるようにする。そして、PTA総会の際に本校の相談体制について保護者に伝えることで、いじめを保護者が発見した場合に気軽に相談できる体制を整える。

3 いじめの早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

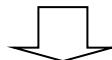
いじめ情報のキャッチ

- ・いじめられた児童を徹底して守る
- ・見守る体制の整備（登下校、休み時間、掃除、放課後）



指導体制・方針決定

- ・学年団・生徒指導主任・四役に報告し、対応方法を検討・確認
- ・指導のねらいの明確化
- ・教職員の共通理解
- ・対応する教職員の役割分担確認
- ・「臨時生活サポート委員会」の招集



正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童からの聞き取り
- ・関係教職員との情報共有
- ・いじめの全体像の把握



児童への指導・支援

- ・いじめられた児童の不安を取り除く
- ・いじめた児童への個別指導



保護者との連携

- ・いじめられた児童、いじめた児童双方の保護者に直接会い、いじめの実態と具体的な対策を知らせる
- ・今後の学校との連携方法を話し合う



指導後の対応

- ・日々の記録の入力・回覧
- ・職員への周知
- ・継続的な指導・支援を行っていく
- ・スクールカウンセラーの活用を含め、心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、だれもが大切にされる学級経営を行う。

(2) いじめ対応のポイント

① いじめられた児童、いじめを知らせた児童への緊急対応

いじめの報告や相談があった場合には、他の業務に優先して対応する。話を聞く場合には、他の児童の目にふれないよう、場所、時間等を慎重に配慮する。状況に応じて、いじめられている児童やいじめを伝えた児童を徹底して守るために、登下校、休み時間、掃除、授業後などにおいても教職員の目が届くように整備する。

② 事実確認の方法

いじめの事実確認を行う場合には、いじめられた児童、いじめた児童だけでなく、周囲にいた児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得るようにする。その際には、複数の教員（担任、学年主任、生徒指導主任、生活サポート主任）で対応することを原則とし、管理職の指示のもと迅速に事実関係をつかむようにする。

把握すべき基本情報

- ① だれがだれをいじめているのか？
- ② いつ、どこで起こったのか？
- ③ どんな被害を受けたか？
- ④ いじめのきっかけは何か？
- ⑤ いつごろから、どのくらい続いているか？

【加害者と被害者の確認】

【時間と場所の確認】

【内容】

【背景と要因】

【期間】

③ いじめられた児童・いじめた児童への対応

いじめられた児童に対して

必ず解決できるように指導、支援していくことを伝え、希望がもてるようになる。また、自信をもたせる言葉かけをし、自尊感情が高められるように配慮する。また、必要に応じて心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

いじめた児童に対して

心理的不安を与えないように一定の教育的配慮をすると同時に、毅然とした態度でいじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側がどんな気持ちなのかを認識させる。

④ いじめられた児童・いじめた児童の保護者への対応

いじめられた児童の保護者に対して

できるだけ迅速に家庭訪問をして、保護者に直接事実関係を伝えうえで、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。その際、保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

いじめた児童の保護者に対して

正確な事実関係を説明し、いじめられた児童と保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、いじめられた児童と保護者に対する謝罪を促すようする。さらに、いじめた児童が反省し変容を図れるよう、いじめた要因とともに探るとともに、今後の関わり方と一緒に考え、具体的な助言をする。

⑤ 周りの児童への対応

全校集会、学年集会、学級指導の場を設定し、学校全体の問題としてとらえさせ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者になるように指導する。「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示すとともに、見て見ぬふりをすることもいじめを肯定していることを理解させる。また、いじめを発見した場合にそのことを周りの大（教師や保護者）に伝えすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることも理解させる。

⑥ 警察との連携の徹底

いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れのあるときは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない。また、保護者に対して、このことをあらかじめ周知しておくことも必要である。

警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底しなければならない。

4 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

「ネットいじめ」とは、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷をインターネット上のWebサイトの掲示板等に書き込んだり、メールを送ったりする等の方法でいじめを行うものをいう。

<トラブルの事例>

その1 ネット上のいじめ（メール、ブログ、チェーンメール、学校裏サイト）

匿名のため、自分だとわからなければ何を書いてもよいと考え、安易に誹謗中傷を書き込んでしまう。書かれた相手は、周りのみんなが同じように思っていると思い込み、心理的にダメージを受ける。

その2 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）から生じたいじめ（LINE、Facebook、Twitter等）

掲載された個人情報や画像は加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。

その3 動画共有サイトでのいじめ（YouTube、Tik Tok等）

一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れる危険性がある。

(2) ネットいじめの未然防止

① 子どもたちへの指導

インターネットの特殊性による危険と子どもたちが陥りやすい心理について指導する。

<インターネットの特殊性>

- ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。

- ・ インターネットには、違法な情報や有害な情報が多く含まれていること。
 - ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺、傷害等の犯罪につながる危険性があること。
 - ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できること。
- <子どもたちが陥りやすい心理>
- ・ 匿名で書き込みができるなら…、だれも見ていないから…、あの子もやっているなら…など

② 保護者への呼びかけ

学校での情報モラルの指導だけでは限界があるので、家庭での指導が不可欠である。そこで、個人懇談会や保護者会、お便り等で保護者への啓発を行うとともに、常に連携を密にし、双方で指導を行えるようにする。

<保護者会等で伝えたいこと>

- ・ 子どもたちを守るために、フィルタリングや家庭内でのルールづくりが大切である。特に、携帯電話を持たせる必要性については、親子で話し合い検討するよう呼びかける。
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他のいじめ以上に子どもたちに深刻な問題となることを認識させる。
- ・ 親がメールを見たときの子どもの表情の変化等、小さな変化に気づいたら、すぐに学校に相談する。



(3) ネットいじめへの早期発見・早期対応

学校単独で対応することが困難であると判断した場合、豊橋市教育委員会と相談しながら対応を考えていく。

必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

問題のある書き込みを発見した場合の対応

① 事実の確認

初めに、被害児童本人と保護者の了解のもと、発見までの経緯、書き込みの心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況などを確認し、書き込みの実態を把握する。



② 対応方針の検討

把握した事態を、速やかに校長、教頭、生活サポート主任、生徒指導主任に連絡する。ただし、被害児童本人や保護者が「学校でのおおごと」を嫌うこともあるため、当事者の気持ちを尊重することが重要である。当事者の意向と異なる対応をせざるを得ない場合もあるが、そのときは、できる限り当事者の心情に配慮する。

③ 児童への対応

被害児童本人への対応（不安の共感的理）、加害児童への対応（書き込み者がわかっている場合）、当事者以外の児童への対応など、現実の学校生活における問題への対応を、インターネット上の対応と並行して行う。

④ インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、その児童に書き込みを削除させることが先決だが、特定できなかった場合には、被害児童または学校や教育委員会などが削除を依頼することが考えられる。

ただし、削除依頼のタイミングは状況に応じて迅速に行うことが適当な場合や、様子を見ることが適当な場合がある。書き込みが削除されたことで、加害児童が逆にはげしい書き込みをする可能性があるからである。場合によっては、削除依頼をせずに「無視する」という選択も考えられる。

⑤ 事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュが残っているため、再び同じ内容が書き込まれる恐れがある。1か月間程度は、被害児童の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見るようとする。

また、他のいじめと同じく、全校集会、学年集会、学級指導などにおいて、再発防止に向けて全体指導を行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合には、「大清水小学校いじめ対策委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士、相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切な情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

【重大事態発生時の調査対応図】

